

写

厚生健発 0724 第 1 号
令和 6 年 7 月 24 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省
健康・生活衛生局健康課長
（公 印 省 略）

調理師業務従事者届出の周知徹底及び活用促進について

急速に高齢化が進展する中、国民の健康寿命を延伸していくことは重要な課題であり、健康に配慮した食事や介護食など身体機能に応じた食事の提供、食品の安全性の確保、地域の食文化の継承など、飲食店や給食施設等において調理師が果たす役割はますます大きくなっています。このため、調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 5 条の 2 の規定に基づく調理師業務従事者届出の着実な実施により、調理師の就業状況の実態を明らかにし、調理師による地域住民や施設利用者の食生活向上のための取組を推進することが極めて重要です。

調理師業務従事者届出については、調理師が 2 年ごとに就業地の都道府県知事に届出を行うこととしており、本年度（令和 6 年度）が届出年度となります。各都道府県におかれましては、調理師を対象とした各種研修会、免許交付時における案内、管内調理関係団体に対する情報提供の実施など、本届出の周知徹底をお願いします。その際、各自治体ホームページへの届出様式の掲載や電子申請による届出の受理など、引き続き届出者の利便性向上に御留意いただくとともに、別紙のとおり届出の案内に係る資料を送付しますので、御活用ください。

また、本届出の周知徹底により、調理師の就業状況を適切に把握いただくとともに、把握結果を基に、飲食店や給食施設等の調理師の資質向上及び積極的活用を促進し、食環境の整備を図っていただきますようお願いいたします。

なお、本件については、別添のとおり調理関係団体に対して、所属会員への届出の周知徹底に協力いただくよう依頼していることを申し添えます。

（連絡先）

厚生労働省健康・生活衛生局健康課
栄養指導室 松山、北、吉野
TEL : 03-5253-1111（内）8444, 2953

飲食店や給食施設などで調理業務に
従事している調理師は

調理師業務従事者届 を出しましょう

令和6年12月31日現在の状況を

令和7年1月15日までに

就業地の都道府県に届出

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は、調理師法第5条の2に基づき、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、2年ごとにその就業地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています



●照会先：届出方法等については、就業地の都道府県にお問い合わせください。